

## 7. 今後の課題について

今回の農地中間管理機構の創設は、国民の期待に応える農業改革の第一歩にすぎない。今後、下記に掲げる事項をはじめとする抜本的な改革に早急に取り組み必要がある。

### (1) 農業委員会の在り方

今回の新制度において、農業委員会の法的な関与は求めないこととする一方、そもそも農地制度における農業委員会の果たすべき機能及び組織の在り方について、早急に検討を開始すべきである。

### (2) 農政における農協の役割の明確化

農協がこれまで農業政策の一翼を担う存在として位置付けられてきた結果、行政の責任の不明確化や農協と他の民間団体とのイコールフットイングの視点が見落とされてきたとの指摘もある。農業振興、農業者及び消費者のために真に農協が担う役割について検討を開始する必要がある。

### (3) 農業に係る補助金の整理・合理化

新制度については、法整備とともに農地の流動化を促す観点から、必要な国費投入や補助金等、農地の出し手に対するインセンティブが検討されている。

しかし、効率的な経営や農地の利用を行わずとも農地を保有し続けられる農地所有者が存在することは、農政における非効率な補助金交付も一つの原因である。今後、更なる農地の流動化・適正利用を促進する観点から、農業に係る補助金の在り方について抜本的見直しが行われるべきである。

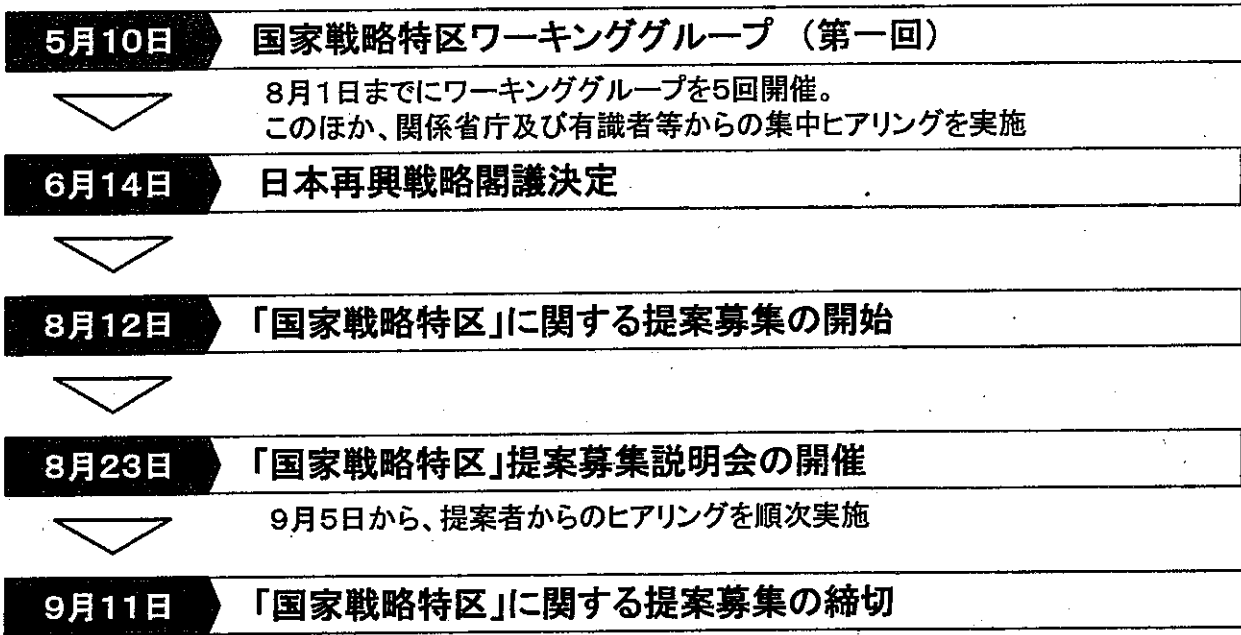
以上

資料4

国家戦略特区  
検討状況

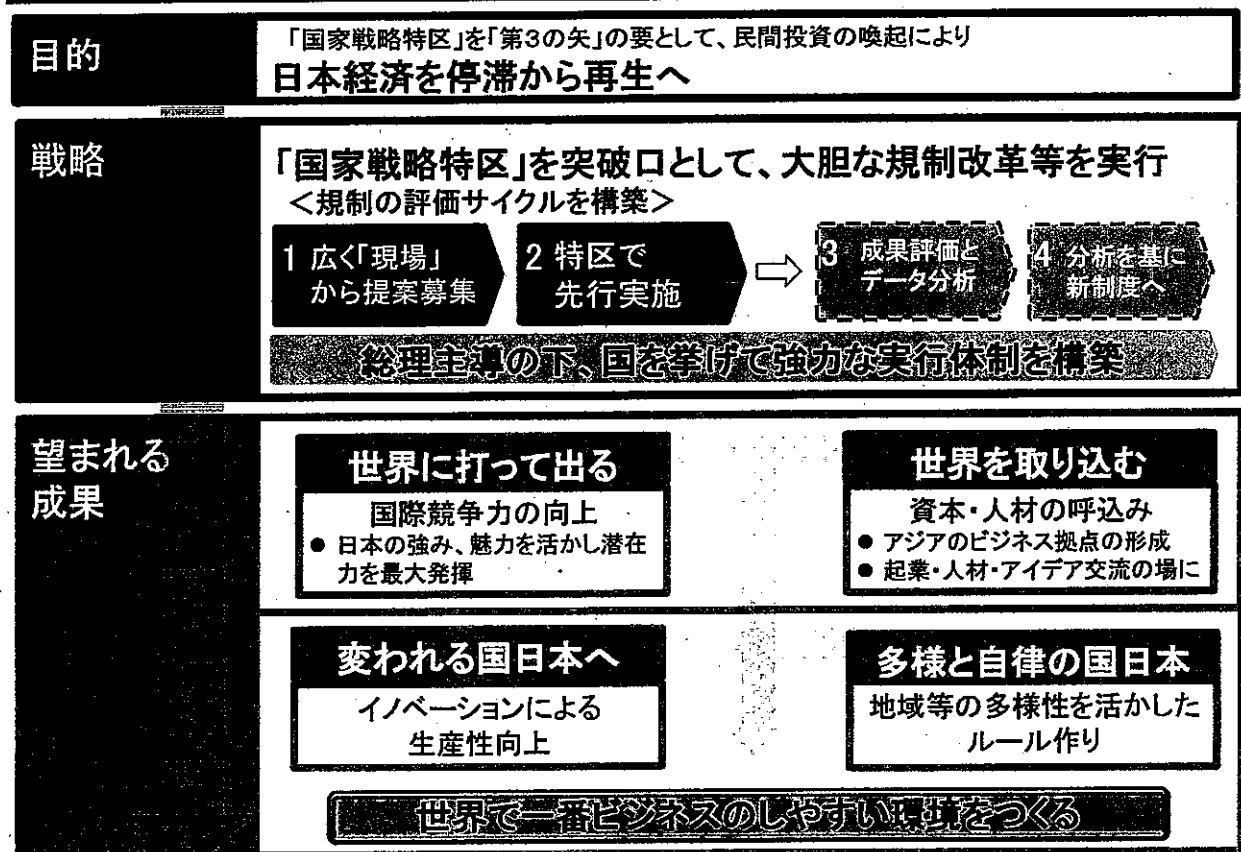
地域活性化(国家戦略特区)担当大臣  
新藤 義孝

# 「国家戦略特区ワーキンググループ」の検討経緯



応募団体数(実数ベース): 242団体(地方公共団体: 61団体、民間企業等: 181団体)  
※ 提案数は合計197件(複数の企業、地方公共団体による共同提案があるため、団体数は合わない。)

## 国家戦略特区コンセプト



# 検討の基本的な考え方

- 国家戦略特区は、国が主体的にコミットし、民間投資の喚起により日本経済を停滞から再生へ導くことを目的とするもの。
- このため、プロジェクトは、日本経済の成長に大きなインパクトを与えるものを厳選。  
 具体的には、以下の観点を重視。
  - ・ 岩盤規制を改革することにより、潜在的な成長力の発現が見込まれること。
  - ・ 熟度が高く、真に経済効果を発揮することが見込まれること。
- 区域選定に先立ち、国家戦略特区において実施すべきプロジェクトと、それを推進するために必要な規制改革項目を明確化。
- なお、区域の選定に当たっては、その地域、分野等で先行して実施する意義が認められること等を勘案し、規制改革の対象範囲を特定して、プロジェクトを実施するのに最もふさわしいものを厳選。

3

## 国家戦略特区に関する主な提案

| 規制改革分野      | 主な提案者  |
|-------------|--|
| ①医療         | 関西広域連合、福島県、東京都、神奈川県、富山県、静岡県、大阪府、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県、沖縄県、成田市、川崎市、横浜市、大阪市、箕面市、神戸市、福岡市<br>(株)IBJ、(株)会、大阪商工会議所、大阪大学工学研究科、大阪府立病院機構、沖縄科学技術大学院大学、鹿島建設(株)、関西経済連合会、ゲートタワーIGTクリニック、国際医療福祉大学、東急不動産(株)、東京建物(株)、日本財団、日本立地センター、福岡地域戦略推進協議会、(株)フジテレビジョン、(株)ブルーボックス、三井不動産(株)、三菱地所(株)、森トラスト(株)、森ビル(株) など                                    |
| ②雇用         | 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、福岡県、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、養父市、北九州市、福岡市<br>京都産学公連携機構、京都産業育成コンソーシアム、京都大学、グリー(株)、(株)KMO、国際銀行協会、国立新美術館、スタディキャリアジャパン、サントリー美術館、福岡地域戦略推進協議会、三井不動産(株)、三菱地所(株)、森美術館、森ビル(株) など  |
| ③教育         | 大阪府、北海道安平町、大阪市<br>(株)アルペログランデ、(株)栄光、鹿島建設(株)、(株)久米設計、東急不動産(株)、ポイントグリーン推進環境会議、ルネサンスアカデミー(株) など   |
| ④都市再生・まちづくり | 東京都、大阪府、長崎県、横浜市、大阪市、福岡市<br>(株)アルペログランデ、鹿島建設(株)、(株)久米設計、東急不動産(株)、東京急行電鉄(株)、日本財団、日本マンガアニメキワ荘フォーラム、福岡地域戦略推進協議会、(株)フジテレビジョン、ベイライン(株)、三井不動産(株)、三菱地所(株)、森ビル(株) など  |
| ⑤農業・食品      | 北海道、茨城県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、熊本県、宮古市、佐野市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、養父市、鹿島市、(株)ジャパンブルーエナジー、(有)新鮮組、日本エコ・アグリテックロジック、reterra など  |
| ⑥地方議会       | 任意団体・万年野党(政策監視会議)  |
| ⑦歴史的建築物     | 長崎県、横浜市、奈良市、福岡市<br>福岡地域戦略推進協議会、歴史的建築物活用ネットワーク など   |
| ⑧エネルギー      | 北海道、新潟県、岐阜県、京都府、大阪府、福岡県、石狩市、北海道下川町、宮古市、川崎市、新潟市、上越市、新潟県聖籠町、京都市、大阪市、北九州市、日向市<br>(有)オメガ技術研究所、海洋エネルギー資源利用推進機構、九州大学応用力学研究所、京都産学公連携機構、京都産業育成コンソーシアム、京都大学、(株)ジャパンブルーエナジー、新関西国際空港(株)、太陽経済の会、千代田化工建設(株)、TakeEnergy Corporation(株)、日本エコ・アグリテックロジック、ポイントグリーン推進環境会議、マグネシウム循環社会推進協議会、三井不動産(株)、三菱地所(株)、森トラスト(株)、森ビル(株)、(株)リアムウインド など |

4

国家戦略特区WG 規制改革提案に関する現時点での検討状況

2013年9月20日  
 国家戦略特区WG座長 八田達夫

I 都市型のビジネス・イノベーション拠点関連

| 規制改革提案                       | 関係各省の見解   | WGの見解  |
|------------------------------|---|--|
| 1 医療 (注) 提案内容の詳細は別紙1         |   |  |
| (1) 国際医療拠点の創設と連携して、医学部の新設    | <厚労省・文科省><br>・需給調整の必要、地域医療への悪影響の可能性もあり、原則として不可。<br>・ただし、 <u>特区で一定の限定を付すなら、検討可能。</u> | -<br>(なお、基礎医学の研究者などを含め、医師不足が問題。36年間もの長期間、我が国で一切の医学部新設を禁ずるなど、厳しい需給調整を行うことにはそもそも疑問。)   |
| (2) 国際医療拠点において、病床規制の撤廃       | <厚労省><br>・需給調整の必要あり、原則として不可。<br>・ただし、 <u>特区で一定の範囲に限るなら、検討可能。</u>                    | -  |
| (3) 国際医療拠点において、外国医師・看護師の業務解禁 | <厚労省><br>・外国医師は、二国間協定の拡大、臨床修練制度の拡充などにより対応。<br>・外国看護師は、修練制度の活用を検討。                   | ・ <u>国際医療拠点に限定した特例措置として、もう一段踏み込んだ拡大策を検討可能。</u><br>・オリンピック開催に向け、具体的ニーズが一層顕在化すると見込まれる。 |

1

|  |   |   |
|--|---|---|
| (4) 国際医療拠点において、海外で認められる医薬品等を対象に混合診療の解禁 | <厚労省><br>・保険制度の維持が脅かされるので、原則として不可。<br>・ただし、 <u>特区内における高度な医療機関であれば、最先端医療迅速評価制度と類似の制度により、迅速に保険併用可能な仕組みについて検討可能。</u> | -   |
| 2 雇用 (注) 提案内容の詳細は別紙2                   |   |   |
| (総論)                                   | <厚労省><br>・そもそも、 <u>雇用は特区になじまない。</u> 労働者の公平、企業の公正競争に関わるので、全国一律でなければならない。   | ・こうした理由で「 <u>特区になじまない</u> 」といったら、およそ特区は成立しない。<br>・労働者の属性、企業の特性に応じて制度に差異を設けることは、現行制度にも例があり、否定されていない。 |
| (総論)                                   | <厚労省><br>・雇用ルールは、条約上、労使間で協議することが求められており、 <u>労政審での審議を経ることが必須。</u>  | ・労使間協議を行う場が、労政審である必要はなく、別の場を設けて迅速に協議しても構わないはず。  |
| (総論)                                   | <厚労省><br>・雇用ルールに係る周知徹底など、 <u>特区内で総合的な支援策を検討することは可能。</u>   | ・法令の周知徹底は当然実施すべきことであり、 <u>特区の措置には該当しない。</u>   |

|  |   |  |
|--|---|--|
| (1) 特区内の一定の事業所(外国人比率の高い事業所)を対象に、 <u>有期雇用の特例</u> (使用者が、無期転換を気にせず有期雇用できる制度に) | <厚労省><br>・労働者に対し無期転換権を放棄するよう、 <u>使用者が強要する可能性があるため、不可。</u>   | ・交渉力の比較的高い労働者の集まる事業所を対象に、 <u>労使双方の同意を前提</u> とした上で、かつ、 <u>不当労働行為や契約強要・不履行などに対する監視機能強化を特区内で行うなら、検討可能。</u>                                    |
| (2) 特区内の一定の事業所(外国人比率の高い事業所、または、開業5年以内など)を対象に、 <u>契約書面により、解雇ルールの明確化</u>     | <厚労省><br>・契約書面で解雇要件等を明確にすることは奨励している。ただ、裁判になったときは、その後の <u>人事管理・労務管理などを含め、総合判断せざるを無い。</u> (契約書面は、労使双方にとって有効でない) | ・「 <u>総合判断</u> 」という限り、 <u>労使双方にとって予測可能性が担保されない。</u><br>・書面で明確にすることが、労使双方にとってプラスのはず。<br>・不当労働行為や契約強要・不履行などに対する <u>監視機能強化を特区内で行うなら、検討可能。</u> |
| (3) 特区内の一定の事業所(外国人比率の高い事業所、または、開業5年以内など)を対象に、 <u>労働時間ルールの適用除外</u>          | <厚労省><br>・ <u>全国レベルで慎重に検討中。</u>   | ・不当労働行為や契約強要・不履行などに対する <u>監視機能強化を特区内で行うなら、検討可能。</u>  |

### 3 教育

|                                   |  |   |
|-----------------------------------|--|---|
| 公設民営学校の設置(公立学校を民間委託して、国際バカロレア校に等) | <文科省><br>・公立学校教育は公権力の行使等にあたるため「 <u>当然の法理</u> 」(公務員が行わなければならない)との整理が必要。 | ・仮に公権力の行使であっても民間開放可能であることは、2006年公共サービス改革法制定時に決着済み。<br>・また、PFI法やその他のインフラ関係法の改正により、ほとんど全ての公共施設については、民間への運営委託が認められており、学校が認められな |
|-----------------------------------|--|---|

3

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | ・大阪市の提案は十分具体的でない。 <u>詳細(具体的受託先がどこか等)が明確になってから、一緒に検討したい。</u><br>・具体的受託先のほか、 <u>無数の検討課題</u> があり、現段階では、公設民営を認めるかどうか、結論は出せない。<br>・ <u>臨時国会への法案提出はおおよそ不可能。</u> | い唯一の施設。<br>・大阪市などの <u>提案は、相当程度具体的</u> (受託先までは明確にしていなが)。<br>・少なくとも入り口論で、 <u>公設民営を認めるか否かは検討可能なはず。</u><br>・仮に検討不能というなら、何が明確になれば検討できるのか、まず明らかにすべき。 |
|--|---|--|

### 4 都市再生・まちづくり

|                           |            |   |
|---------------------------|------------|---|
| (1) 容積率の抜本拡大、             | <国交省><br>- | ・緊急都市再生整備地域では400%まで引き上げを。<br>・ <u>国主導で都市計画決定を行う手続きに。</u>  |
| (2) エリアマネジメント改革(一元化、民間開放) |            | ・道路使用に関わる道路管理、衛生、警察関連などの許可のワンストップ化を。<br>・特定道路及び周辺に関する上記の許可権限や抗告に関する権限を特区本部が認めるエリアマネジメントNPOに民間開放を。 |

4

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>(3) 滞在型の外国人ビジネスマンによるサービスアパートメント・観光客の受入れ拡大（オリンピック対応含め）に伴う台所付の短期滞在施設への需要増大を視野に、一般賃貸住宅を宿泊施設として利用解禁</p> | <p>&lt;厚労省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30日未満の利用である限り、フロントの設置など旅館業法上の施設基準を満たす必要あり。</li> <li>・ただし、一定の緩和につき検討の余地。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロントに代えて、ビデオカメラや24時間の連絡窓口などを設置するならば、宿泊施設として利用解禁すべき。</li> <li>・オリンピック開催に向け、多くの外国人が居住・滞在する中で、具体的ニーズが一層顕在化すると考えられる。</li> </ul> |
|--|---|---|

**II 改革志向地域関連**

| 規制改革提案                                     | 関係省庁の見解   | WGの見解  |
|--|---|--|
| <b>5 農業</b>                                |   |  |
| (1) 農業委員会の機能を市町村との合意により移管                  | <p>&lt;農水省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と農業委員会との間で互いの事務の配分について合意があるなら否定しない。</li> </ul>              | -  |
| (2) 農業への中小企業保険制度の適用（農業者が銀行・信用金庫から借りられるように） | <p>&lt;経産省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の農家全般までは無理。適用対象が拡大するなら、財政負担が課題。</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業をすべて対象外とする理由はない。</li> <li>・少なくとも、他業種からの参入企業や、新規の農業生産法人ならば適用できるようにすべき。</li> </ul> |
| (3) 農業生産法人要件の緩和（企業の農地所有解禁など）               | <p>&lt;農水省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間管理機構のスタートが優先。特に、農業従事者を過半としている議決権（出資）要件には手をつけられない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・少なくとも、特区限定で緩和を検討すべき。事業要件・役員要件なども検討すべき。</li> </ul>                                  |
| (4) 農地利用規制の緩和（農地内に農家レストランを作ることの解禁）         | <p>&lt;農水省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討。</li> </ul>   | -  |

|  |   |   |
|--|---|---|
| 6 地方議会   |   |   |
| 地方議会に係る被選挙権・選挙権年齢を、地方独自に引き下げることの解禁（地方議会に若者を呼び込むことを起点に、地域の若返り・活性化へ）                             | <p>&lt;総務省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙権については、国民投票法附則との関係、憲法92条との関係、少年法との関係、同日選時の混乱可能性など、検討課題あり。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・少なくとも被選挙権については、特段の問題はないのではないかと。</li> <li>・少なくとも若者不足の過疎地域等において、地域活性化につながるはず。</li> </ul>  |
| 7 歴史的建築物の活用  |   |   |
| 古民家等の歴史的建築物を有効活用できるよう、建築基準法、消防法、旅館業法の特例措置（特に滞在型の外国人観光客の受入れ拡大（オリンピック対応含め）を視野に、古民家等を宿泊施設として利用解禁） | <p>&lt;国交省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法の特例措置（適用除外）は、現在でも自治体の判断があれば（条例を策定した上で、自治体の建築審査会の同意を得れば）可能。法改正を要しない。</li> </ul> <p>&lt;総務省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性の確保を前提に、歴史的建築物の特殊性を考慮した、これまでに認められた具体例の普及啓蒙や、各地域からの相談を積極的に受け入れたい。</li> </ul> <p>&lt;厚労省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記4（2）と同じ。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例を作成しても、建築審査会に伝統工法の専門家等がいなかったため、ほとんど対象となる物件を審査できない（年に1件程度）。専門の審査会を別途設置したいという自治体を、法的な特例措置により国として支援すべき。</li> <li>・&lt;厚労省&gt;については、上記4（2）と同じ。</li> </ul> |

**医療**

国内外の優れた医師を集め、最高水準の医療を提供できる、世界トップクラスの国際医療拠点を作る。国内居住の外国人が安心して治療を受けられることはもとより、世界の人たちがそこで治療を受けたいと思うような場所にする。

<特例措置>

- (1) 特区内で、国際医療拠点として相当の外国人患者の受け入れを見込む医療機関につき、高度の医療水準の確保を条件として、
- ・病床規制の対象外とし、経営判断による病床新設・増床を認めること、
  - ・医療水準の高い国の外国医師の診察、外国看護師等の業務を認めること、
  - ・医療水準の高い国で承認されている医薬品等について、混合診療を認めること。

- (2) 特区内で、上記(1)の国際医療拠点と連携した医学部の新設を認めること。

## 雇用

開業率と対内直接投資が低水準にとどまっていることは、我が国の経済再生に向けて克服すべき重大課題。新たな起業や海外からの進出が拡大してこそ、よりイノベイティブな産業の創出、切磋琢磨を通じた競争力強化が見込める。このため、新規開業事業者や海外からの進出企業などが、より優れた人材を確保できるよう、雇用制度上の特例措置を講ずるエリアを設ける。

## ＜特例措置＞

特区内において

- ・開業後 5 年以内の企業の事業所に対して、(2) (3) の特例措置
- ・外国人比率が一定比率以上 (30%以上) の事業所に対して、(1) ~ (3) の特例措置

## (1) 有期雇用

・契約締結時に、労働者側から、5 年を超えた際の無期転換の権利を放棄することを認める。これにより、使用者側が、無期転換の可能性を気にせず、有期雇用を行えるようにする。

→ 「労働契約法第 18 条にかかわらず無期転換放棄条項を有効とする」旨を規定する。

## (2) 解雇ルール

・契約締結時に、解雇の要件・手続きを契約条項で明確化できるようにする。仮に裁判になった際に契約条項が裁判規範となることを法定する。

→ 労働契約法第 16 条を明確化する特例規定として、「特区内で定めるガイドライン」に適合する契約条項に基づく解雇は有効となる」ことを規定する。

## (3) 労働時間

・一定の要件 (年収など) を満たす労働者が希望する場合、労働時間・休日・深夜労働の規制を外して、労働条件を定めることを認める。

→ 労働基準法第 41 条による適用除外を追加する。

## ＜これに伴う措置＞

上記の特例措置に伴い、不当労働行為、契約の押しつけや不履行などがなされることのないよう、特区内の労働基準監督署を体制強化し、労働者保護を欠くことのないよう万全を期す。

## 竹中主査提出資料

平成25年9月20日



# 国家戦略特区の目的

## 国家戦略

### ●日本経済を成長軌道に

- (1) 世界中の企業と人材が集まる、国際スーパー都市の形成
- (2) 成長志向で挑戦する、新たなモデルの地方経済を伸ばす



## 手段

いわゆる「岩盤規制」が随所で障壁

→ 「規制改革の実験場」（税制改革を含む）として、特区で突破口

- 1) 目に見える形で、スピーディに
- 2) 一つ一つではなく、包括的・総合的に
- 3) 国・地方・民間が三者一体で

1

# (1) 国際スーパー都市

|                |   |
|----------------|---|
| <p>インフラ・交流</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●世界一の交通ネットワーク（空港、道路など）（注1）</li> <li>●世界標準の都市設計 → 容積率抜本緩和 エリアマネジメント</li> <li>●魅力ある都市観光インフラ → 賃貸住宅の宿泊利用</li> </ul> |
| <p>産業</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●グローバル競争対応の雇用制度（注2） → 解雇・有期雇用・労働時間ルール</li> <li>●世界一の金融市場（注3）</li> </ul>  |
| <p>生活環境</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●世界一の国際医療拠点（注4） → 外国医師・看護師 病床規制<br/>混合診療 医学部新設</li> <li>●世界一の教育環境 → 公設民営学校</li> </ul>                            |

2

## (2) 成長志向型の地方モデル

|                |   |
|----------------|---|
| <p>インフラ・交流</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域を活かす交通ネットワーク（空港、道路など）</li> <li>●地域を活かす観光インフラ → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">伝統的建築物の活用</span></li> <li>●地域を支える人材の確保 → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">被選挙権年齢</span></li> </ul>  |
| <p>産業</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●競争力ある農業への転換 → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企業の農地所有</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中小企業信用保証</span></li> <li style="margin-left: 100px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農業委員会</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農地利用</span></li> </ul> |
| <p>生活環境</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●高度な医療環境の確保（注5）</li> <li>●高度な教育環境の確保（注5）</li> </ul>  |

3

注1： 空港に関して、今後の課題として、例えば、成田・羽田の発着枠の調整など。

注2： 「グローバル競争対応の雇用制度」： 特区内で、特にスタートアップ後間もない企業や、外国人比率の高い企業を対象として、優秀な人材を雇用しやすい制度環境を構築。

注3： 金融に関して、今後の課題として、「東京市場で取引を行うのに、拠点は香港・シンガポールに置く」といった現状を招いている規制の改革。

注4： 「世界一の国際医療拠点」： 海外の優れた医師を集め、最高水準の医療を提供。国内居住者（外国人を含め）だけでなく、世界中の人が「そこで治療を受けたい」と思うような拠点を整備。

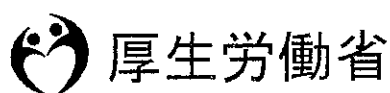
注5： 地方での医療・教育環境に関して、今後の課題として、遠隔医療や遠隔教育の実現など。

4

第1回産業競争力会議課題別会合

# 厚生労働省提出資料

2013年9月20日



## 厚生労働省の基本的考え方

- 日本再興戦略に基づいて我が国の成長戦略の推進に取り組むことは重要。
- 厚生労働省としても、世界で一番ビジネスがしやすい環境を作り上げるための国家戦略特区に前向きに対応。
- 具体的な対応については、提案の内容に応じて、全国での規制制度改革や支援措置で対応することも含め、積極的に検討していく。

## 国際医療拠点について

～国内外の優れた医師を集め、最高水準の医療を提供できる世界トップクラスの拠点、国内居住の外国人が安心して医療を受けられるとともに、世界の人たちがそこで治療を受けたいと思う拠点～

■ 特区内で、国際医療拠点として相当の外国人患者の受け入れを見込む医療機関につき、高度の医療水準の確保を条件として、

### (1) 医療水準の高い国の外国医師の診察、外国看護師等の業務を認めること

⇒ ○外国人医師の受け入れについては、日本再興戦略でも位置づけられているとおり、全国に適用される制度改革として、高度な医療技術を有する外国医師が日本の医師にその技術を教えるといった目的のために、我が国で医行為を行うことを認める法案を通常国会に提出

※ 外国看護師については、現行の臨床修練制度を通じて、上記の外国医師が活動する医療機関において提供される医療に関する知識及び技能の修得を目的として、活動することが可能。

### (2) 病床規制の対象外とし、経営判断による病床新設・増床を認めること

⇒ ○国際医療拠点で高度な水準の医療を提供する病床については、現行の特例病床制度で、病床の新設や増設が可能と考えるが、国際医療拠点である特区で高度な水準の医療を行うための病床自体を新たに特例病床制度の対象に加えることも検討。

※ 病床過剰地域で、特段の制限なく、病床の新設・増設を認めることは、医療資源の全国的なバランス、医療費の増加等の観点から不適切。

### (3) 医療水準の高い国で承認されている医薬品等について、混合診療を認めること

⇒ ○現在も、一定の安全性、有効性が確認された場合、保険外併用療養の対象としており、さらに、日本再興戦略を踏まえ、臨床研究中核病院等において抗がん剤をはじめとする最先端医療を実施する場合、速やかに保険外併用療養として評価を進めることとしている。

○ 今回の国家戦略特区で、臨床研究中核病院等と同水準の「世界トップクラスの国際医療拠点」において、国内未承認の医薬品等の保険外併用の希望がある場合について、速やかに評価を開始できる体制作りをともに進めることを検討する。

■ 特区内で、上記(1)の国際医療拠点と連携した医学部の新設を認めること

⇒ ○医学部の新設については、地域医療への影響、医療費への影響など様々な課題があり、所管省庁である文部科学省と連携して検討することが必要。

2

## 海外からの進出企業等に対する雇用分野の支援策について

■ 海外からの進出企業や起業後まもない企業で、労働者が意欲と能力を発揮し、成長にも資するよう、以下の対応を行う。

■ 労働者保護や公正競争の確保のため全国的対応が必要なルール見直しについては、労使を交えた検討を進める。また、特区における必要な支援策の具体化を急ぐ。

### (1) 有期雇用の特例提案

#### ⇒ 【特区における支援策】

○ 海外からの進出企業が、人材の見極め等のために、有期雇用を活用しつつ、必要な人材がキャリアアップしつつ円滑に職場定着し、能力発揮できるようにすることが容易となるよう、特区において、総合的な支援策を検討。

※ 労働契約法第18条の特例として、「無期転換権の事前放棄を有効とする」旨の規定を創設することは困難

### (2) 解雇ルールの特例提案

#### ⇒ 【特区における支援策】

○ 海外からの進出企業や、起業後まもない企業が、我が国の雇用ルールを的確に理解し、紛争を生じることなく事業を展開することが容易となるよう、特区において、総合的な支援策を検討。

※ 労働契約法第16条の特例として、「特区内で定めるガイドラインに適合する労働契約条項に基づく解雇は有効となる」旨を規定することは困難

### (3) 労働時間の特例提案

#### ⇒ 【全国的に対応】

○ 「日本再興戦略」に基づき、多様な働き方を実現するため、企画業務型裁量労働制を始め労働時間法制について、9月27日から労働政策審議会において、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から検討を開始。

3

# 参 考 資 料

## 基準病床数制度について

### 目的

病床の整備について、病床過剰地域(※)から非過剰地域へ誘導することを通じて、病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保

※既存病床数が基準病床数(地域で必要とされる病床数)を超える地域

### 仕組み

- 基準病床数を、全国統一の算定式により算定
  - ※一般病床・療養病床は、二次医療圏ごとの性別・年齢階級別人口、病床利用率等から計算
  - 精神病床は、都道府県の年齢階級別人口、1年以上継続して入院している割合、病床利用率等から計算
  - 結核病床は、都道府県において結核の予防等を図るため必要な数を知事が定めている
  - 感染症病床は、都道府県の特定感染症指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準に知事が定めている
- 都道府県知事は、既存病床数が基準病床数を超える地域(病床過剰地域)では、公的医療機関等(地方公共団体・日赤等)の開設・増床を許可しないことができ、それ以外の医療機関の場合は、勧告することができる
- 都道府県知事は病床過剰地域において、公的医療機関等が、正当な理由がないのに、病床に係る業務の全部又は一部を行っていないときは、病床数を削減する措置をとるよう命ずることができる

### 病床数の算定に関する例外措置

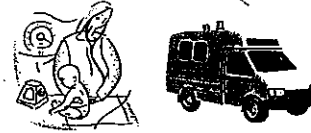
- ① 救急医療のための病床や治験のための病床など、更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても整備することができる特例を設定
- ② 一般住民に対する医療を行わない等の一定の病床は既存病床数に算定しない(病床数の補正)

# 基準病床数制度における特定の病床等に係る特例

## 概要

○ 更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても、都道府県は、厚生労働大臣の同意を得た数を基準病床数に加えて、病院開設・増床の許可を行うことができる。具体的には、以下の通り。

- ① がん又は循環器疾患の専門病床
- ② 小児疾患専門病床
- ③ 周産期疾患に係る病床
- ④ 発達障害児の早期リハビリテーション等に係る病床
- ⑤ 救急医療に係る病床
- ⑥ 薬物(アルコールその他)中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、合併症を伴う精神疾患に係る病床
- ⑦ 神経難病に係る病床
- ⑧ 緩和ケア病床
- ⑨ 開放型病床
- ⑩ 後天性免疫不全症候群に係る病床
- ⑪ 新興・再興感染症に係る病床
- ⑫ 治験に係る病床
- ⑬ 診療所の療養病床に係る病床



○ 急激な人口の増加が見込まれる、特定の疾患に罹患する者が異常に多い等の場合については、都道府県は、厚生労働大臣の同意を得た数を基準病床数に加えることができる。

## 外国人臨床修練制度の概要

### 【原則】

医師法第17条 医師でなければ、医業をしてはならない。  
保健看護法第31条第1項 看護師でない者は、看護業務をしてはならない。

### 【特例】

外国医師等が行う臨床修練に係る医師業務（17条等の特例等）に関する法律

### 【趣旨】

医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に寄与することを目的とし、医療研修を目的として来日した外国医師・外国看護師等に対し、その目的を十分に達成することができるよう、当該研修で医業・看護業務等を行うことを特例的に認める制度。

### 【臨床修練の定義】

外国医師・外国看護師等が、厚生労働大臣の指定する病院において、臨床修練指導医等の実地の指導監督の下に医業・看護業務等を行うこと。

### 【臨床修練の許可】

外国医師・外国看護師等は、厚生労働大臣の許可を受けて、2年以内（外国看護師等は1年以内）の期間、臨床修練を行うことができる。

- ① 医療に関する知識・技能の習得を目的として本邦に入国していること。
- ② 臨床修練を行うのに支障のない日本語等の能力を有すること。
- ③ 外国医師・外国看護師等の資格を取得後、3年以上の業務経験を有すること。

# 外国医師の臨床修練制度の見直しについて

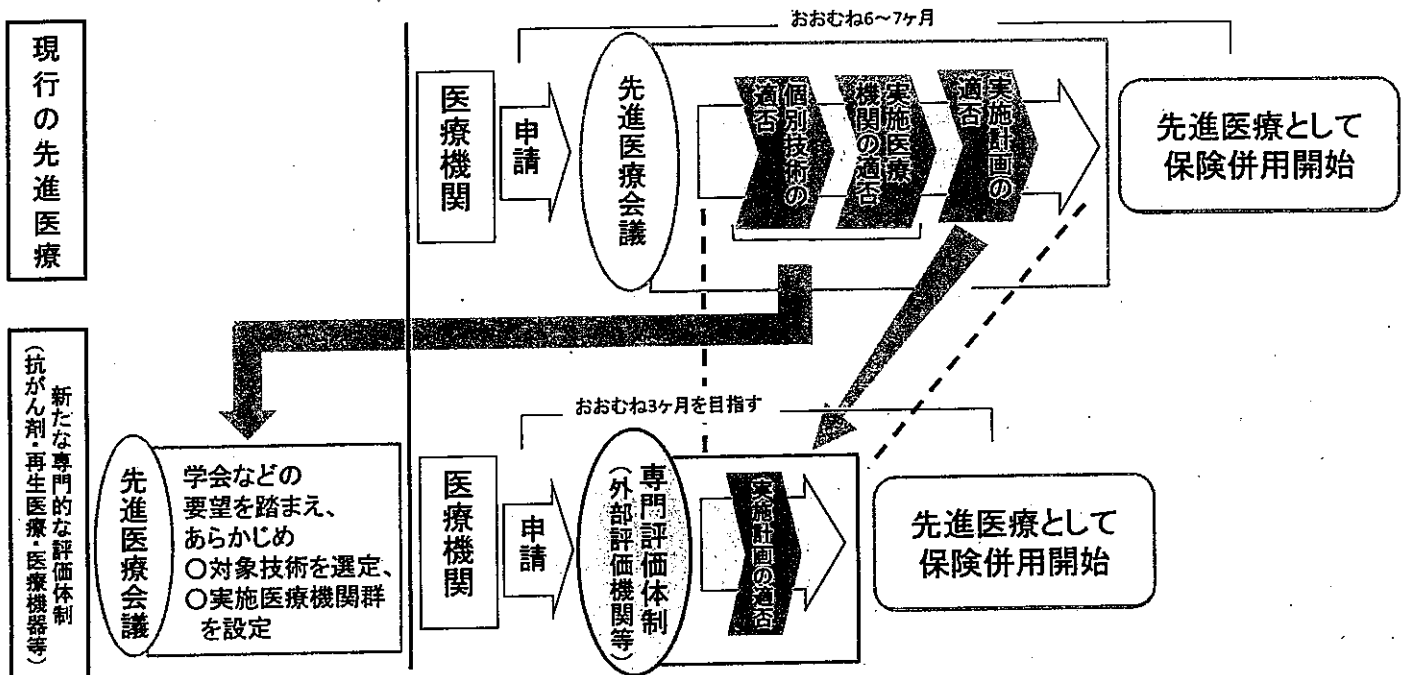
## <教授・臨床研究における診療の容認>

- 現行は、医療研修を目的として来日した外国の医師に限って診療を行うことが認められているが、今後、医療分野における国際交流が進む中で、例えば、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定される。
- このため、教授・臨床研究を目的として来日する外国の医師について、当該外国の医師や受入病院が一定の要件を満たす場合には、診療を行うことを容認することとする。具体的な要件については、教授・臨床研究の安全かつ適切な実施を確保する観点から、以下のとおりとすることとする。

|            | 教授・臨床研究   | 臨床修練   |
|------------|---|--|
| 外国における臨床経験 | <ul style="list-style-type: none"> <li>教授・臨床研究に関連する診療科・診療分野における10年以上の診療経験があること</li> <li>教授・臨床研究の実施に必要な卓越した水準の診療・研究能力を有するものと認められること</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>3年以上の診療経験があること</li> </ul>                       |
| 受入病院の基準    | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学病院、特定機能病院、国立高度専門医療研究センター</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学病院、臨床研修病院、その他の臨床研修病院と同等の教育体制を有する病院</li> </ul> |
| 責任者の選任     | <ul style="list-style-type: none"> <li>受入病院が実施責任者を選任</li> <li>実施責任者が計画書を作成。計画書に従って適切に実施されるよう管理。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>受入病院が指導医を選任</li> <li>指導医が実地に指導監督</li> </ul>     |
| 説明責任       | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画書の公表</li> <li>外国の医師の氏名、実績等の院内掲示</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国の医師の氏名等の院内掲示</li> </ul>                       |
| 実施可能な業務の範囲 | <ul style="list-style-type: none"> <li>教授・臨床研究に関連する診療（処方せんの交付を除く。）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>制限無し（処方せんの交付を除く。）</li> </ul>                    |
| 実施可能な場所    | <ul style="list-style-type: none"> <li>受入病院（緊密な連携体制を確保する病院を含む。）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>受入病院（緊密な連携体制を確保する病院・診療所を含む。）</li> </ul>         |

## 最先端医療迅速評価制度(抗がん剤・再生医療・医療機器等)(仮称)の創設(案) ～保険外併用の評価の迅速化、効率化～

患者が安全かつできるだけ早期に、最先端の医療を受けられるよう、最先端の医療(抗がん剤・再生医療・医療機器等)に関して新たに専門的な評価体制を創設。



まずは抗がん剤について上記の専門評価体制を本年秋頃を目途に整備。再生医療、医療機器等についても、専門評価体制を創設し、評価の迅速化、効率化を図っていく。 9

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抄)

2. 雇用制度改革・人材力の強化

③ 多様な働き方の実現

個人が、それぞれのライフスタイルや希望に応じて、社会での活躍の場を見出せるよう、柔軟で多様な働き方が可能となる制度見直し等を進める。

○ 労働時間法制の見直し

- ・ 企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急に実態把握調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会で検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得る。

○ 「多元的で安心できる働き方」の導入促進

- ・ 職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、成功事例の収集、周知・啓発を行うとともに、有識者懇談会を今年度中に立ち上げ、労働条件の明示等、雇用管理上の留意点について来年度中のできるだけ早期に取りまとめ、速やかに周知を図る。これらの取組により企業での試行的な導入を促進する。

文部科学省関連事項に関する考え方

○ (学校の公設民営)  
F実行した(た)

- 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け準備を進める中、我が国のグローバル化に対応するために、新たな発想による教育活動の実施により、国際競争力を身につけたグローバル人材を育成していくことは極めて重要である。

- しかしながら、運営主体や設置主体が決まっていなほか、カリキュラムや所要経費、公教育としての公共性など整理すべき点が数多く残っており、制度面、財政面でどのような方策が可能かについて提案者のニーズを聴取しながら具体的な事例に則して対応を検討して参りたい。

(医学部新設)

- 高齢化社会に対応した社会保障制度改革や全国的な影響等を勘案しつつ、国家戦略特区の趣旨を踏まえ、関係省庁と連携の上、検討して参りたい。